

(別紙1)

令和6～8年度テレビスポットCM素材制作業務に係る仕様書

1 業務内容

日本海テレビ、山陰放送、山陰中央テレビ等で放映する県政広報に関するテレビスポットCM素材(15秒・静止画(各種モーション含む。))3画面以内・BGM・ナレーション収録含む。)の制作

- (1) 県民の興味を引く内容及び的確に訴求要素を伝える内容とする。
- (2) 鳥取県(以下「県」という。)から支給される草案原稿を元に、画面とナレーションで構成される絵コンテを作成し、県の確認を受ける。
- (3) 絵コンテの校了後、受注者が放送局のCM考査を受ける。
- (4) 映像と音声で構成される動画デモを作成し、県の確認を受ける。
- (5) 動画デモの校了後、速やかに納入する。

2 成果品

CM素材を記録したビデオテープ(XDCAM)をテーマごとに3本作成し、放送日の概ね1週間前までに3の場所に納入すること。

なお、XDCAMは県政策戦略本部政策戦略局広報課から支給する。

3 納入場所

鳥取県政策戦略本部政策戦略局広報課
(鳥取県鳥取市東町一丁目220番地)

4 概ねの作業スケジュール

| | |
|-------------|----------|
| 放送日の1か月前 | 絵コンテ作成開始 |
| 同4週間前 | 絵コンテ初校提出 |
| 同2週間前 | 絵コンテ校了 |
| 絵コンテ校了後速やかに | 放送局CM考査 |
| 同10日前 | 動画デモ校了 |
| 同1週間前 | 成果品納入 |

5 放送テーマ予定数量

契約期間全体33テーマ

各年度あたり11テーマ(うち2テーマは島根県との共同テレビスポットCM)

※テーマ数はあくまで予定であり、最低数量を保証するものではない。

6 その他

- (1) ナレーターの性別、BGMの有無は県が指定する。
また、使用可能なイラスト、写真データがある場合は、県から支給する。
- (2) 制作するCMに係る著作権、肖像権などの権利関係の処理については、受注者が行い、著作権は受注者に帰属するものとする。
- (3) 制作するCMは、県内の民放テレビ局で放映する以外に、県のホームページ「とりネット」やWEB広告等で公開・利用する場合がある。
また、県が契約期間以外の期間や県主催イベントなどで利用する場合、受注者との協議の上、無償で利用できる。
- (4) 放送局の時間取りは鳥取県政策戦略本部政策戦略局広報課が行う。